

第 1 回 統計委員会 議事録

1 日 時 平成 19 年 10 月 5 日（金）17：00～18：35

2 場 所 中央合同庁舎第 4 号館 共用第 2 特別会議室

3 出 席 者

【委 員】

竹内委員長、吉川委員長代理、阿藤委員、井伊委員、大沢委員、大守委員、
佐々木委員、出口委員、野村委員、廣松委員、舟岡委員、門間委員、美添委員

【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長》

内閣府経済社会総合研究所長、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、
厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、
経済産業省経済産業政策局調査統計部長、国土交通省総合政策局情報管理部長、
日本銀行調査統計局審議役（統計担当）、東京都総務局統計部長

【事務局等】

大田内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）、増田総務大臣、
内田内閣府事務次官、松山内閣府総括審議官、中島内閣府統計委員会担当室長、
貝沼総務省政策統括官（統計基準担当）、會田総務省統計審査官

4 議事次第（1）統計委員会委員及び専門委員の発令について

（2）委員長の互選及び委員長代理の指名

（3）委員会の運営について

（4）総務大臣からの諮問第 1 号「平成 20 年に実施される住宅・土地統計
調査の計画について」

（5）今後の進め方について

（6）その他

5 議事録

内閣府統計委員会担当室長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第 1 回「統計委員会」を開催させていただきます。

私は、本委員会の事務局を務めます、統計委員会担当室の室長を拝命いたしました、中島と

申します。委員長を選任いただくまでの間、私が議事の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日は、内閣府の特命担当大臣と総務大臣がお見えになっていらっしゃいますので、会議の開催に当たりまして、ごあいさつをお願いしたいと思います。

まず、内閣府特命担当大臣、お願いいたします。

大田内閣府特命担当大臣 担当大臣の大田でございます。このたびは、お忙しい中、統計委員会の委員をお引き受けいただきまして、本当にありがとうございます。

体系的で、そして信頼できる統計を持つということは、あらゆる政策立案のインフラとして不可欠ですし、日本に対する国際社会の信認をも左右するものだと考えております。しかし、日本の統計というのは、経済社会の変化あるいは社会のニーズの変化に十分に対応したものはなっておらず、さまざまな問題点が指摘されてまいりました。そういう中で、今日、御出席の吉川先生や廣松先生を座長とする内閣府や総務省の委員会で、統計のあるべき姿を御審議していただいて、その成果として、さきの通常国会で実に 60 年ぶりに統計法の全面改正という成果で結実することになりました。

この新しい統計法では、これまでの統計審議会、国民経済計算調査会議を統合しまして、この統計委員会が内閣府に設置されて、日本の統計整備の司令塔としての役割を担うことになりました。これからの日本にとって本当に大事な委員会になると思います。そして、それをこのベストメンバーでスタートすることができますことを、大変ありがたく思っております。

私も担当大臣としまして、全力を尽くしてまいりますので、どうぞ精力的な御審議をよろしくお願いいたします。

内閣府統計委員会担当室長 ありがとうございます。

続きまして、総務大臣、よろしくお願いいたします。

増田総務大臣 総務大臣の増田でございます。よろしくお願いいたします。私は、9月の中ごろに、新宿の戸山にございます総務省統計局、独立行政法人統計センターに行っておりまして。その統計局の脇には別棟で統計資料館というものがございます。私、初めてあの統計資料館というところに行き、限られた時間でしたが、大変興味深く、まさに統計というのは経済社会を映す鏡でもありますし、今後、進むべき方向を指し示す羅針盤、そして明治以来こうした統計が極めて大事に、丁寧に歴史を形づくってきたということも、改めて学ばせていただいたと思います。

今、地方の問題が非常に大きく問題意識としてとらえられているわけですが、大田大臣とともに、この地方の問題の解決のために、今後、責任を果たしていきたいと思っております。こうした地方の問題も一言で地方の格差の問題とか言われますが、では実はどういうことが起きているのかということ、冷静に、また正確にとらえないとこの対策が全く別方向に行ってしまうということがございまして、こうしたこと一つを取りましても、まさに統計に基づいた正確な分析が必要だと考えております。

私も統計制度の企画立案を担当する大臣といたしまして、今回新たに設置された統計委員会

を大田大臣とともに全力で支えていきたい。そして、新しい時代の統計整備に尽力していきたいと考えております。

第1回の統計委員会ということで、歴史的なスタートを切るこの瞬間に立ち会えたということをご大光栄に思っております。委員の先生方には引き続き御指導を賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

内閣府統計委員会担当室長 ありがとうございました。両大臣は公務のためここで御退室になられるということでございます。

(大田内閣府特命担当大臣・増田総務大臣退室)

内閣府統計委員会担当室長 議事に入らせていただく前に、お手元の資料の確認をさせていただきます。

まず、資料1「統計委員会委員等名簿」

資料2「統計法の概要」

資料3「統計委員会の所掌事務」

資料4「統計委員会運営規則(案)」

資料5「『統計委員会が軽微な事項と認めるもの』の取扱いについて(案)」

資料6「統計委員会部会設置内規(案)」

資料7「部会長並びに部会に属すべき委員及び専門委員の指名について(案)」

資料8「諮問第1号『平成20年に実施される住宅・土地統計調査の計画について』」

資料9「今後、統計委員会に設置すべき部会について」

ということになっております。これらに加えて参考資料として

参考1「統計法」

参考2「統計委員会令」

参考3「指定統計・承認統計・届出統計月報」

という具合になっております。

御確認いただけましたでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。まず、統計委員会の委員及び専門委員の発令でございますが、これに関してはお手元の資料1のとおり、10月1日付で任命されております。なお、皆様の委員としての辞令につきましては、お手元の封筒に入れさせていただいておりますので、御確認のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、本委員会の委員長を選任に入りたいと思います。これについては、新統計法の第49条第1項の規定により、委員の互選によることとされております。この点につきまして、どなたか御推薦などはございますでしょうか。

どうぞ。

美添委員 美添です。この委員会発足に当たって、吉川先生始め、大変御尽力をいただいて感謝しております。今後のこの委員会の位置づけですけれども、吉川委員会の報告によりますと、司令塔という機能を担う委員会とされておりまして、司令塔の機能は統計委員会のほかに、統計局長、それから統計基準担当の政策統括官室と密接な協力関係で実現するべきものと理解しています。

そうしますと、この組織の長である方は、チーフスタティスティシャンという名前ですと、それは統計局長あるいは統計基準担当の政策統括官になるのですけれども、それと同じような位置づけで対外的にも認知される必要があると思います。

竹内啓先生であれば、前ISI会長候補者にも擬された方でありまして、統計学者で Kei Takeuchi の名前を知らない方はいません。統計審議会の会長を務められ十分な経験、見識をお持ちだと存じます。

以上の意味から、竹内啓先生に是非ともお願いしたいと思います。

内閣府統計委員会担当室長 ありがとうございます。ただいま、美添委員の方から竹内委員を委員長に推薦する御意見がございましたけれども、皆さんいかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

内閣府統計委員会担当室長 ありがとうございます。それでは、御異議がないようですので、竹内委員に本委員会の委員長をお願いしたいと存じます。

それでは、恐縮ですけれども、竹内委員は委員長席の方に御移動をお願いいたします。

(竹内委員長、委員長席へ移動)

内閣府統計委員会担当室長 それでは、簡単に御就任のご挨拶をちょうだいできればと思います。

竹内委員長、よろしく願いいたします。

竹内委員長 ただいま御指名いただきましたので、引き受けさせていただきたいと思います。この委員会は、前の統計審議会から、かなり拡大されたというのでしょうか、仕事の範囲も広がりました。今回新しく統計法が改まりまして、日本の統計制度が再出発というときに当たりまして、非常に重要な任務を担うことになったと思います。

その委員長をお引き受けするのは、大変荷の重いことではありますが、全力で仕事をしたいと思いますので、どうか皆様にもよろしく御協力、御支援をお願いしたいと思います。

私、もう既に大学の方は退職しておりますので、そういう点では時間とエネルギーはこのことに専ら注ぐだけの余裕があるといったらおかしいですが、そういうこともあると思いますので、お引き受けした次第ではありますが、当然委員の皆様方、事務局の方、あるいはそれぞれの関係の方に十分な御支援と御協力をいただかなければ仕事が進みませんので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

簡単ですが、ごあいさつとさせていただきたいと思います。

内閣府統計委員会担当室長 ありがとうございます。それでは、以降の進行は竹内委員長をお願いしたいと存じます。それでは、竹内委員長、お願いいたします。

竹内委員長 それでは、議事に従って進めていきたいと思いますが、新統計法第 49 条第 3 項に、委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理するという規定がありまして、委員長代理というものを決めなければいけないのですが、その委員長代理を指名することは、委員長の仕事になっておりますので、これまで内閣府の方で統計制度改革検討委員会等において、統計制度改革をリードしてこられました、吉川委員にお願いしたいと思いますが、吉川委員、お引き受けいただけますでしょうか。

吉川委員 御指名ですので、お引き受けいたします。

竹内委員長 よろしくお願いいいたします。それでは、吉川委員には、委員長代理席に移っていただいて、ごあいさつをいただきたいと思います。

(吉川委員長代理、委員長代理席へ移動)

吉川委員長代理 それでは、恐縮ですが、座ってごあいさつさせていただきます。

私は、今、御紹介に預かりましたけれども、去年まで内閣府で統計制度改革検討委員会に参画させていただいた者でございます。ここにも何人が委員でお願いした先生もいらっしゃるわけですが、そのときその委員会で 2 つの大きなアジェンダを持ったわけで、1 つは統計法の改正、もう一つが内閣府に統計委員会、これは司令塔としての統計委員会をつくるということでした。

後者の方は、いろいろ紆余曲折あったわけですが、最終的には、当時小泉内閣であったわけでありましたが、私ども委員全員、やはり統計を良くするためには、オールジャパンで当たる必要がある。その場合には、省庁横断的ないわゆる司令塔が必要だということを委員全員が言っていたわけでありまして、最終的にそうした委員会の考え方を、当時の小泉総理大臣がよく認識していただきまして、やはり省庁横断的な司令塔が必要でしょうという形で、鶴の一声で言っていただき、こうして今日を迎えたということでございます。

繰り返しになりますけれども、当時の委員会の委員全員が、ともかくオールジャパンで統計を良くする必要がある。また、逆に統計を良くするためにはオールジャパンでいこうということを書いていたわけでありまして、そうしたことがこの委員会でスピリットが十分に生かされる、私も一員として頑張りたいと思いますが、この委員会はそうした責任を負っているのではないかと考えております。

よろしくお願いいいたします。

竹内委員長 それでは、本日は初会合でございますので、委員会の進め方等について後ほど事務局からのお話と、また御意見もお伺いしますが、まず最初に委員の方々から簡単に自己紹介をしていただきたいと思います。自己紹介は席が 50 音順になっておりますので、その順でお願いいたします。

阿藤さんからお願いいたします。

阿藤委員 早稲田大学の阿藤でございます。今お話いただいた吉川先生の委員会に、どうい理由か引きずり込まれまして、そこで統計改革の一翼を担わせていただいたという御縁でこういう場に参らせていただきました。

もともとは国立社会保障・人口問題研究所というところで、人口、世帯の推計、分析等を扱っておりましたので、取り分け国勢調査とか、人口動態統計には詳しいと思いますが、なかなかほかの統計にはそれほど詳しくないという限界もわきまえながら、御協力したいと思っております。

よろしく申し上げます。

井伊委員 一橋大学の井伊と申します。よろしくお願いいいたします。

私、社会保障の中でも、特に医療経済を専門にしております。もともと途上国の医療制度の分析をしております、20年ほど前にワシントンD.C.に本部があります世界銀行の調査局で、途上国の貧困問題や格差問題などを分析しておりました。その当時、やはり学術的な分析に耐え得る家計調査が必要だということで、新しく世銀の中に設立されました部局で、途上国の家計調査の企画・収集や分析などに携わっておりました。

20年近くたちまして、現在ではインターネットで簡単な手続で、そうした個票データを取れるようになりましたし、私自身も博士論文を途上国のデータを用いて書きました。せめて日本の個票データの環境も、そうした途上国のデータ並みになれば良いなと正直思っております。

どうぞよろしくお願いいいたします。

大沢委員 日本女子大学の沢大でございます。よろしくお願いいいたします。

私は、労働経済学をやっておりまして、家族の変化と労働市場の変化と、その接点を中心にやっておりました。井伊委員と同じように、私もアメリカにおりまして、アメリカにおりますと、パネルデータですとか、個票データを申請すればかなり自由に使わせてもらって、その関係で家族が非常に変化していく中で、労働市場の問題を扱うときには、やはり平均値だけではなかなかわからないところを分析することができたという経験を持っております。

やはりこれだけ地域の中でも多様化が起きている。それから、家族も多様化して個人化している中で、良い統計を集めることと同時に、やはりそれが分析されて政策あるいは社会の理解に役立つような形で研究者がそれを利用していくというような方向で、私立の大学におりますと、なかなかそういったところに私自身やることができないことを、10年ぐらい、実際には申請してもなかなか統計データが使えないという経験をしてまいりましたので、そういうことも含めて研究者に公開していくということを考えて、私なりに提案していきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいいたします。

大守委員 UBS証券の大守と申します。経済企画庁に勤めておりましたときに、当時の堺屋大臣の強い信念をいただきまして、竹内先生にお願いして経済統計改善のための委員会の事務局をやらせていただいたことを、今、思い出しております。

それから、その後、内閣府の経済社会総合研究所でGDP統計関係、いろいろな制約がございますけれども、悪戦苦闘しながら携わってきております。

現在の仕事は、UBS証券というところで、いろいろな統計のヘビーユーザーであると同時に、先ほど大田大臣からも「国際社会」というお話がありましたけれども、海外の投資家の方

と接する機会もありまして、いろいろな問題意識をいただいております。

微力ですけれども、できるだけ日本の統計を良いものになりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

佐々木委員 東レ経営研究所の佐々木といいます。4年前まで東レで普通のサラリーマンで役員まで行ったんですけれども、その後、東レ経営研究所へ来まして、経団連の経済政策委員会の委員になって、2年前に統計部会長をやれということで、そうしたら統計審議会に経団連から1人出して欲しいということがありまして、私になったわけですけれども、統計のことはほとんど知らないという素人です。

よろしく願いいたします。

出口委員 東京工業大学の出口と申します。今は、エンジニアリングの東京工業大学のところで、複雑系のシステムやエージェントシミュレーションみたいなものをやっておりますが、前任は京都大学の経済学部で複雑系の経済学とかをやっておりました。SNAの代数的定式化みたいなことをやっております、なぜか、今、内閣府のSNAのレガシーシステムの再構築のための実務的なシステム設計をやっております。

そういうわけで、一応、文理融合あるいは若干コウモリ的な形で、情報システムの部分と、経済システムの部分の両方にまたがるような仕事をいろいろやらせていただいております。統計は必ずしも専門家ではありませんが、統計データを利用したモデルの方、SNAも広い意味で、そちらの視点から、あるいは情報システムの観点からは電子データの利用というのが、今後、非常に重要になると思いますので、そういう点からもいろいろな形で貢献できればと思います。

電子データを使いますと、アノニマスな形で必要なデータをフィルタリングして取り出すとか、あるいは電子化した、いろいろな時代の、時定数の早いデータの利用とか、そういうこともいろいろ可能になるかと思っておりますので、そういう視点と、国民経済計算のようなモデルの方からの統計の視点、そういうものを併せていろいろな形で貢献できればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

野村委員 慶應義塾大学産業研究所の野村と申します。私は生産性分析及び産業構造分析、あるいは資本の測定とかナショナルアカウントの諸問題に関しまして研究をしております。

この統計委員会では、ナショナルアカウントの視野から一次統計の再設計といいますか、体系を再構築しようという目的が一つあると認識しておりますが、そういう形の中で、またナショナルアカウント自身の中でも内部の整合性を保とうではないかということが非常に重要なテーマになると思います。特に一つの重要な視点は生産性統計だったり、あるいは資本の測定ということであるかと思っております。内閣府では、資本の測定に関しまして大規模な改定をしようということのプロジェクトを現在始めておりまして、非常に大規模なプロジェクトになるかなと思います。

一方で、ナショナルアカウントの場合は国際的なハーモナイズが非常に重要であるという視点があると思います。そういう意味で、日本は国際社会の中で比較可能な、コンパラブルな、

ハーモナイズした体系の下でのナショナルアカウントの体系をつくっていかねばいけないという形が強く認識されているのかと思いますし、そこで私に少し仕事をしろということを今回いただいていると認識しております。

是非よろしく願いいたします。

廣松委員 東京大学の廣松と申します。去年の3月まで統計審議会の委員を務めておりました。その間、国民生活及び社会統計の一次統計を主として担当してまいりました。審議会の委員を解かれまして後、先ほど大田大臣から御紹介いただいたんですが、当時の統計基準部、現在の政策統括官室が設けました統計法制度の見直しの研究会の座長を務めさせていただいて、報告書をとりとめました。その報告書の主たる内容である統計データの二次利用の利活用の促進及び民間委託に関して、今回、新統計法に取り込んでいただき大変喜んでおります。

加えて、すでに何人かの委員の方がおっしゃいましたが、SNAの整備が急務であることはまさにそのとおりですが、同時に、産業統計だけではなくて人口・社会統計の整備ということも、やはりこの委員会の重要な務めだろうと思いますので、そういう立場から努力をしていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

舟岡委員 信州大学経済学部の舟岡でございます。第1次、第2次の吉川委員会で委員を務めさせていただき、また、先月まで統計審議会の委員として、産業分類の改定、企業統計の審議に関わってきました。その意味で、引き続いて統計の整備・発展に汗をかくこととなります。60年ぶりの統計法制度改革の下で設置された委員会の一員として、できる限りの力を尽くしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

門間委員 日本銀行調査統計局長を務めております門間と申します。調査統計局と申しますのは調査と統計をやっておりまして、私は調査の方では日本銀行の経済情勢の判断、これは最終的には総裁を含む9人の政策委員会のメンバーから成ります金融政策決定会合で決まるわけではありますが、そのための議論の土台をつくるという仕事を基本的にしております。

統計の方では、私ども先般公表しました短観、物価統計では企業物価指数、企業向けサービス価格指数、それと、マネーサプライ統計。マネーサプライは必ずしもサプライをしているだけではなくて、サプライとデマンドの結果決まる数字でありますので、これは近々、マネーストックというふうに名称を改めますけれども、そういった統計を扱っております。

私は本日、この場にお呼びいただきましたのは、日本銀行を代表するというよりは、まさにそういった経験を通じた、これまで培った識見を生かせということかと存じておりますので、日本銀行の統計に対しても中立な立場から言うべきことは言っていくという姿勢でおります。

やはり、改革を進めていくためには、改革に対する国民のある種後押し、つまり改革の意義と重要性をいかに理解してもらうかということが一番重要であると考えております。したがって、司令塔という組織ではありますけれども、その指令にどれだけ国民が共感してもらえるか。それがキーポイントかなと思っておりますので、なるべくわかりやすい、透明な議論をしてみたいと考えています。どうぞよろしく願いいたします。

美添委員 青山学院大学の美添と申します。竹内先生には、大学院のころから今日まで御教

示いただいている立場ですけれども、統計審議会でも竹内会長の後を継いで、最後の会長を先月まで務めさせていただきました。それが新しい形で継続するというので、引き続き私も尽力したいと思います。もともとは私はベイズ統計学を専門にして、その後は頑健性の統計学で博士論文を書いたんですけれども、そのころにアメリカで勉強させられた標本理論の調査、有限母集団からの標本抽出というテーマがありまして、これは日本の統計学者はほとんど興味を示さないものだと思っておりました。そのときに勉強したことが政府統計を見る上でとても役に立っているということに後になって気がついた次第です。改めて見ますと、一流の統計学者は確かに有限母集団からの標本抽出の仕事をしているということに気がついた次第です。

政府統計は、私は勿論ユーザーですけれども、良い統計をつくるために、できる限り協力させていただいたつもりですが、これからも引き続き、この委員会でお手伝いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

竹内委員長 どうもありがとうございました。

続きまして、オブザーバー及び事務局側の出席者を事務局の方から御紹介をお願いいたします。

内閣府統計委員会担当室長 まず、竹内委員長のお隣ですが、内閣府の内田事務次官です。

吉川委員長代理のお隣が、内閣府大臣官房の松山総括審議官でございます。

私の右隣が、本委員会の庶務において御協力をいただきます、総務省の貝沼政策統括官でございます。

それから、オブザーバーといたしまして、内閣府経済社会総合研究所の黒田所長。

総務省統計局の川崎局長。

同じく総務省統計局統計調査部の下河内部長。

厚生労働省統計情報部の高原部長。

農林水産省統計部の長部長。

経済産業省調査統計部の仲田部長。

国土交通省情報管理部の井手部長。

日本銀行調査統計局の佐藤審議役。

最後になりますが、東京都統計部の金子部長。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

竹内委員長 それでは、次の議事に入りますが、まず委員会の運営についてということで、事務局から御説明いただきたいと思います。

総務省政策統括官 総務省の貝沼でございます。私の方から、資料2と資料3に基づきまして、新統計法の概要と統計委員会の所掌事務について御説明させていただきたいと存じます。

まず、資料2をご覧くださいと思います。新統計法の概要でございますけれども、従来の統計法を全面改正し、併せて統計報告調整法を廃止しておりまして、統計調査によって作成される統計のみならず、業務統計、加工統計を含めた、公的機関が作成する公的統計全般を対象とした法改正を行っております。

ここで公的機関と申しますのは、国の行政機関、地方公共団体、また、独立行政法人等でございます。

法律の目的でございますけれども、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることによって、統計の体系的かつ効率的な整備を行うということでございます。

公的統計の体系的整備でございますけれども、国勢調査に基づく国勢統計、国民経済計算、その他行政機関の重要な統計を基幹統計として位置づけること。公的統計の整備に関する基本的な計画を閣議によって決定すること。国民経済計算の作成基準を設定・公表すること。行政機関が行う統計調査について、審査・承認を行うこと。統計調査以外の方法によって作成される基幹統計について、必要に応じて意見を述べることとする。更に、行政機関が保有する情報を統計の作成に活用する仕組みを整備することが規定されております。

次のページに行ってくださいまして、統計データの利用促進と秘密の保護でございますが、委託に応じた集計、いわゆるオーダーメイド集計による統計の提供、あるいは匿名データの提供に関する規定を整備することとしております。

調査票情報等について、適正管理義務や守秘義務、目的外利用の禁止などの規定を整備することとしております。

4番目に統計委員会の設置ということで、法律の定める事項について専門的かつ中立公正な調査審議を行う統計委員会を内閣府に設置することといった事項が規定されております。

それから、資料3の「統計委員会の所掌事務」でございますけれども、統計委員会は、総務大臣、内閣総理大臣又は関係行政機関の長の諮問に基づきまして、これから御説明いたします事務を行うということにされております。

新しい統計法は2段階の施行ということで、本年10月1日に一部施行されておりますが、その一部施行期間中の統計委員会の事務は、新しい統計法に基づきまして基本計画の案の調査審議を行うこと。これは総務大臣の諮問に基づくものでございます。

それから、平成21年春に予定される新しい統計法の全面施行までの間、旧統計法、現行の統計法に基づきまして指定統計の指定や指定統計調査の承認の調査審議、産業分類の設定に関する調査審議といった事務を担当することになります。これらも総務大臣の諮問に基づくものでございます。

21年春以降、全面施行された後の事務でございますが、国民経済計算の作成基準の設定に関する調査審議を行うこと。これは内閣総理大臣の諮問に基づくものでございます。それから、基幹統計の指定の調査審議等の総務大臣の諮問に基づく事務がございます。

少し飛んでいただきまして、下から2つ目でございますけれども、匿名データの匿名性の確保に関する調査審議もございます。これは各省大臣の諮問に基づくものでございます。

なお、を付けております国民経済計算の作成基準の設定に関する事務、統計基準の設定に関する事務、及び只今申し上げました匿名データの匿名性の確保に関する事務は、全面施行前におきまして、準備のための行為をすることができるということが新しい統計法の附則で定められております。

なお、参考2といたしまして統計委員会令を添付してございますので、後ほど御参照いただければと存じます。

以上でございます。

竹内委員長 どうもありがとうございました。ただいまの御説明について、何か御質問ございますでしょうか。

法律の条文全文は、参考1の中にありますので、いつか、一度、お読みいただいております方がよいかと思います。

当委員会の審議の具体的な進め方につきましては、後ほど議題として各委員から御意見をいただくことにしますので、当面、当委員会の会議資料の公開などを決めた運営規則、新統計法が全面施行されるまでの間、統計法等における、統計委員会が軽微な事項と認めるものについての取扱いの取り決め、それから、本委員会の下に置く部会のうち、取り急ぎ設置する必要があるものという3点についてお謀りしたいと思いますので、御説明いただきたいと思います。

内閣府統計委員会担当室長 まず資料4「統計委員会運営規則(案)」ということで、「総則」統計委員会の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、統計法及び統計委員会令に定めるもののほか、この規則の定めるところによるということで、この規則がございます。

内容に関しては、時間の関係もありますので、すべて読み上げませんが、項目を申し上げたいと思います。

まず「開催」についてです。原則月一回開催ということです。

「委員以外の者の出席」ということで、ここに書いてあるように、委員長が認めた方は出席することができるということです。

「委員会の公開」ですが、こちら原則公開ということでございます。

「議事録」について、議事録も原則公開ということにさせていただきたいと思います。

2ページ「部会の運営」ということですが、部会の議事については、第一条及び第三条から前条までの規定を準用するということにさせていただいて、その「委員会」たるものはすべて「部会」、「委員長」は「部会長」と読み替えて運用することにさせていただきたいと思います。

「委任規定」。

「附則」ということで、10月5日から施行ということ、よろしく願いいたします。

資料5「『統計委員会が軽微な事項と認めるもの』の取扱いについて(案)」でございますけれども、こちらもお読みいただいて、～まででございますけれども、これも実際にこういった案件が上がってきた場合は、委員会に紙ベースでリストをアップして報告することで御承認という形を取らせていただきたいと考えております。

資料6、こちらは部会のうち、取り急ぎ設置の必要のあるものについてお諮りしたいということでございまして「統計委員会部会設置内規(案)」ということで「基本計画部会」、こちらは読み上げますと「公的統計の整備に関する基本的な計画、基幹統計を作成する機関に対する協力要請、及び法律の施行の状況に関する事項」、これらを所掌事務といたします。

2つ目は「人口・社会統計部会」でありまして、こちらの方は「人口及び労働統計並びに家

計、住宅、厚生、文化及び教育など国民生活・社会統計に関する事項」、これを所掌事務とさせていただきます。

以上でございます。

竹内委員長 どうもありがとうございました。少し御説明しますと、統計委員会という本委員会そのものは、原則として月一回開催ということにさせていただきたいと思いますが、必要に応じて臨時委員会を開催することもあるということです。ただし、委員会の委員の方が、ただ月一回出てくれば良いと思われては少し困りますので、実は統計委員会には部会というものがあまして、その部会にはそれぞれ所属していただいて、その部会に出ていただくことも義務と考えていただきたいと思います。

部会は、必要に応じて更に作るようになりますので、とりあえずここにある部会は当面審議しなければならない問題があるので出てきているものでありますけれども、まだこれ以外にも部会ができる予定であります。

部会の中で基本計画部会というのは、少し特別でありまして、これは委員の方全員に入らせていただくことにいたします。基本計画の作成というのが一番大事な仕事ですから、それについていろいろ御議論いただくわけですが、それとともに、言わばこの委員会が司令塔として果たすべき基本的な仕事について、いろいろ皆さんに御議論いただきたいので、それも基本計画部会の仕事にさせていただきたいと思います。

基本計画部会の方は、当面月に一回はやらせていただく必要があると思いますが、場合によってはそれ以上必要かもしれません。こういうことを初めから申し上げるのは余りよくないかもしれませんが、本委員会はなるべく全員出席していただきたいのですが、基本計画部会の方は皆さん非常にお忙しいので全員がおそろいになるのに合わせると、ある日に真夜中の11時とかになりかねないので、場合によっては一部の方しか御出席できない場合でも開かせていただいて、その代わり場合によっては何回かやって、少なくとも一回はどなたもお出になれるようにという形で運営することも、あるいは必要ではないかと思っておりますので、とにかく全員この基本計画部会で御発言、御意見をいただくことは是非やっていただきたいと思います。

ということで、月に一回だけで良いと思ったのに、ちょっと約束が違うではないかと言われたら困りますけれども、やはり月に何回かはお願いすることになると思いますので、あらかじめそこは御理解をお願いしたいと思います。

委員会、部会の運営の基本的な方針はすべて公開することが原則であると思います。

軽微な事項と認めるものというのは、実はこの統計委員会が決めることに形式的には属しているけれども、ほとんど形式的に決められるようなことについて、事務局の方でやっていただく。ただし、それについて判断が微妙な場合には、委員長に相談していただく、あるいは部会長に相談していただく。それから、事後的には皆様にも御報告して、それを承認していただくという形にしたいと思います。

先ほど申しましたけれども、基本計画部会というものを早速つくらせていただいて、これに

は委員の方全員が入っていただく、そして部会長は委員長が務めさせていただくことにさせていただきます。と思います。

人口・社会統計部会というのは、実は早速諮問事項がありますので、その問題を議論していただくために必要なのでありまして、これはそこにありますように、阿藤さん、野村さん、廣松さん、3人の委員の方に加わっていただいて、それからもう既に専門委員として発令されております4人の方に加わっていただいて、その部会を構成することにしたいと思います。

以上のようにさせていただきたいということですが、何か御意見がありましたら伺いたしたいと思います。いかがでしょうか。

特に御意見がなければ、このとおりに決めさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それから、今後この運営規則第3条の規定に基づき、オブザーバーという形で「国又は地方公共団体の統計主管部課の長その他の委員長が議事に関係があると認められた者は、会議に出席することができる」ということではありますが、今日も既にオブザーバーとしておいでいただいておりますけれども、出席いただきたいと思います。その部署は、内閣府経済社会総合研究所、総務省統計局、厚生労働省統計情報部、農林水産省統計部、経済産業省調査統計部、国土交通省情報管理部、東京都統計部、日本銀行調査統計局の関係者の方です。ただし、日本銀行調査統計局という場合は、局長の門間委員は委員としておいでいただいたわけですから、先ほど門間委員もおっしゃいましたけれども、言わば日銀を代表しておられるのではなくて、個人の有識者として出ておられるので、ここでお願いするのは、ある意味では公的な立場としてオブザーバーとして出ていただくことがあるということでございます。

このオブザーバーの方々について、実は統計審議会の規則が数年前に変わって、その後で私が統計審議会会長をやっておりますが、その前までは各関係省庁の方が統計作成者側を代表する者という形で、統計審議会の正規の委員として加わっていただいていたわけでありましてけれども、一般的な法律が変わって、政府の審議会に役所の代表者が入るのはだめだという話になって、そういう方はオブザーバーとしてお願いすることになって、統計審議会でもそういうことになっていたわけです。

ただ、私としましては、オブザーバーということですから、言わば議決には加わっていただくことはできないわけですが、やはりいろいろ統計作成者側に御意見をいただく必要はあると思いますので、議事の途中でも御発言をいろいろいただきたいと思います。ただ、オブザーバーとして聞いているというだけではなくて、積極的に加わっていただくようお願いしたいと思いますし、議事運営の方でもそのようにやっていただきたいと思いますので、どうぞオブザーバーとしておいでの方もよろしくお願いいたします。

部会長並びに部会に属する委員及び専門委員、既に御紹介申し上げましたけれども、委員はそのとおりで、基本計画部会は私が部会長を務めさせていただきます。

人口・社会統計部会の部会長は、阿藤さんをお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次に行かせていただいでよろしいでしょうか。

続きまして、実は今日もう早速実務的な事項がありまして、総務大臣からの諮問事項、住宅・土地統計調査に係る諮問がございますので、それについて総務省から御説明いただきます。

総務省政策統括官室 それでは、資料 8 について説明させていただきます。総務省の政策統括官室でございます。諮問文を読ませていただきます。

諮問第 1 号

平成 20 年に実施される住宅・土地統計調査の計画について（諮問）

標記について、平成 19 年 9 月 20 日付け総統勢第 180 号により総務大臣から別添「住宅・土地統計調査に係る承認について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認に当たり、統計法施行令（昭和 24 年政令第 130 号）第 1 条の 3 の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

ということでございますが、この諮問の意味について若干説明いたします。お手数ですが、紙を 2 枚ほどおめくりいただきまして、「諮問の概要」の最後のところに 2、3 行説明が出てございます。「本件は、平成 20 年住宅・土地統計調査の実施計画について、統計調査実施部門の長たる総務大臣から統計基準・審査担当の長たる総務大臣に、統計法第 7 条第 2 項に基づく申請がなされ、これを審査した結果承認するに当たり、統計基準・審査担当の長たる総務大臣から統計委員会委員長に諮問するものである。」ということで、総務大臣というのが 2 回出てきておりますが、そういう意味の諮問でございます。

続きまして、住宅・土地統計調査の概要について簡単に説明させていただきたいと思っております。最初の方から 5、6 枚めくったところに 1 枚だけカラーの A 4 縦の紙があるかと思っております、それをご覧いただきたいと思っております。

「平成 20 年住宅・土地統計調査の概要(案)」ということで「調査の目的」でございますが、住宅、土地の保有状況及び世帯の居住状況等の実態を調査して、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにするというところで、昭和 23 年以来 5 年ごとに実施しております。途中、平成 10 年の調査から、世帯が保有する土地について、調査事項として新たに加えてきてございます。来年調査は 13 回目に当たるということでございます。

「調査の概要」でございますが、調査の期日は平成 20 年 10 月 1 日ということで、全国で約 85 万の調査区がございますが、そのうちの 21 万調査区から抽出して、約 350 万住戸・世帯を調査します。

抽出方法は、層化 2 段抽出法といたしまして、第 1 段で調査区を抽出して、その中から更に 3 分の 1 の世帯を抽出するという方法でございます。

調査事項につきましては、そこに書いてありますように、住宅に関連する事項、また土地に関連する事項でございます。

調査の方法は、いわゆる調査員調査と言われるもので、調査員が調査票を配布・収集するものです。

調査票が2種類ございまして、1種類が調査票甲、これはいわゆる住宅に関連する調査票でございますが、これは約300万世帯を対象といたします。

調査票乙というものがございまして、これは調査票甲に加えて、現住居以外の住宅・土地に関する事項を調査する。これが約50万世帯を対象に調査いたします。

「結果の公表」でございますが、主な結果としましては、住宅総数、空き家率、持ち家率、バリアフリー率、世帯が保有する土地の状況といったものが結果として公表されます。

集計地域でございますが、全国、都道府県を始めとしまして、市区、人口1万5,000人以上の町村単位で結果を公表することとしてございます。

「結果の利用」でございますが、平成18年に策定されました住生活基本法に基づく住生活基本計画の成果指標として用いることが予定されております。

そのほか、各種政策の基礎データとしてのベースを提供するというところでございます。

お手数ですが、最初に戻りまして「諮問の概要」というところをご覧いただきたいと思っております。

「1.調査の目的等」につきましては、ただいま説明させていただいたとおりでございます。

「2.本調査の改正の趣旨」ということで、今回の改正のポイントでございますが、住宅・土地統計調査については、国の住宅・土地に関する供給量の確保という従来の施策から、質の確保という新しい施策に転換されたということに対応させて調査内容も変更したということ。また、近年の個人情報に関する国民の意識の高まりを踏まえ、国民の調査への協力を得られるような調査方法とすることが課題となっており、これらの課題への対応を図るため、下に書いてありますような調査方法等の変更も併せて行うというところでございます。

「3.改正内容」でございますが、(1)調査事項の変更というのがまずございます。これは、先ほど説明いたしましたように、住宅の供給量の確保という観点から質の確保に施策が変わったことに伴いまして、新たに調査事項を追加するというところでございます。

ここに書いてありますように、住宅の腐朽・破損の有無、改修工事の有無、耐震診断の有無、そういったものを新しく調査事項として追加することとしております。

イのところ「正確な調査が困難又は必要性が低下した調査事項の廃止」ということでございます。ここに書いてありますように、住宅が個人所有か法人所有かといいますと、借りたりする立場になりますと、不動産の仲介業者がいろいろやってくれるわけで、その住宅が個人所有になっているか法人所有になっているかが、なかなかわかりにくいところがございます。そういったところは今回調査事項から外すこととしております。

そのほか、国とか都道府県の調査結果の利用機関、パワーユーザーの方等の需要を照会した結果、必要性が低下したと考えられる駐車スペースであるとかについては、今回調査事項から外すことにしてございます。

ウのところ、設問形式の変更というものがございまして、1点目は2行目に書いてあります

けれども、世帯全員の1年間の収入につきまして、答えを選んでいただく階級区分を細分化する。特に従来ですと、年収1,000万円以下については、200万円ごとの階級区分としておりましたものを、今回、100万円単位の区分に細分化するということがございます。

また、報告者の負担軽減の観点から、調査事項で通勤時間というのがございますが、これは従来実数を書いていただいていたものを、15分ごとの階級区分の選択肢を選択させる形式に変更するということがございます。

(2)調査方法の変更に関してでございますが、市町村合併、大規模市の政令市の移行に伴い、調査単位区数を前回調査の21万調査区から約20万8,000調査区に変更することとしております。

これに伴いまして、調査対象数が前回調査の約360万住戸・世帯から、今回は350万住戸・世帯。それから、調査票乙、土地の部分まで調査する調査票でございますが、こちらの対象数が前回の55万住戸・世帯から、今回は50万住戸・世帯に変更するということがございます。

イの「調査票の設計の変更」でございますが、最近ですと調査票の封入による提出とか、今回インターネットによる申告等を導入してございますが、こういった調査票回収方式の多様化というものがございまして、この住宅・土地統計調査では従来から世帯の方に書いていただきます自計部分、そのほかに調査員の方が聞き取ったりして書く他計部分がございまして、そういったところについて新しく本体の調査票とは離しまして、建物調査票というものを新設して、そちらの方に移すということをご予定してございます。

ウとして「実地調査に係る業務の民間事業者への委託」ということで、これは市町村において実地調査に係る業務を民間事業者に委託できるように、所要の調査規則等の改正をすることとしてございます。

エとして「一部地域におけるインターネット申告併用の試行」ということで、一部の市町村、これは要望のある市町村の中からある程度選定させていただくこととしておりますが、インターネットによる申告ができるようにするということがございます。

オとして「立入検査又は関係者に質問できる調査事項の追加」、この調査では調査員が実際に立ち入って調査して、その結果を建物調査票というところに記入することとしてございますが、これと併せまして調査員が立入検査、または関係者に質問できる調査項目を追加するということがございます。

最後にカとして「コールセンターの設置」とございますが、これは一般の世帯からの照会等への対応におきまして、民間委託でコールセンターを設置していただいで、そこで対応していただくということです。対応していただくときに、苦情とか調査実施者でなければ答えられないものにつきましては、統計局に転送するとか、また、ものによっては市町村に転送するとか、そういったことも併せて提示してございます。

このような諮問の内容でございますが、これらの改正内容について、この調査が目的に照らして十分であるかどうか。それから、調査計画が合理的で報告者のことを考慮しているか。指定統計間の重複があるか。そういった観点から審査しまして、承認することとしておりますが、

それに当たりまして統計委員会に御意見をいただくこととしております。

どうぞよろしく願いいたします。

竹内委員長 どうもありがとうございました。

何か御質問ございますでしょうか。どなたかございませんか。

美添委員 基本的に、前回の住宅・土地統計調査と大きく変えていないように見受けられますので、新たな問題点の指摘ではないのですが、従来からの課題として認識しているところを念のため確認させてください。

1番目は標本設計で、この調査は、従来、調査区を抽出した後、2分の1の調査区、調査区の約半数を全数調査するという、いわゆるエリアサンプリングという手法を使っていた。それがたしか前々回調査だったと思いますけれども、調査の精度を上げるという理由で、調査区内から2段抽出という形に変更した。これは費用の面からいえば、確かに評価されることでしたが、一部の利用者から要望があった世帯構造の把握に対応できているかどうかの確認をお願いします。

調査票でいうと、2ページ目に「世帯の家計を主に支える人」についての項目の中に「5 別世帯となっている子の住んでいる場所」というところがあります。

吉川委員長代理 どこに出ているんですか。

美添委員 「住宅・土地統計調査 調査票甲(案)」の4-(1)です。2ページ目に「世帯の家計を主に支える人」があるのですけれども、国勢調査ではこういう項目はないわけですから、家族の構成を分析するのに、従来ですと、そばに住んでいる子どもの世帯も同時に調査されて、その関係がわかるのが重要だという指摘が社会学の先生方からなされていた。それができないのではないかという指摘が前回あったわけです。

それに対しては、調査の効率化の問題から現行の方向に改めたわけですが、その点は、近居の問題がどの程度認識できるような結果になっているのか、確認していただきたいというのが1つです。

続けてよろしいですか。

竹内委員長 そういう問題については、いろいろ御指摘をいただいても、ここでお返事をいただいで議論することでなくていいと思います。

美添委員 部会で検討していただきたいという趣旨です。

竹内委員長 部会で返答していただくことにすればいいと思います。

次を続けてください。

美添委員 部会で検討していただきたい課題をもう一つ申し上げますが、この調査は土地も含むようになったわけですが、土地に関しては国土交通省の土地基本調査が実施されており、法人部分と世帯部分に分けて、世帯部分は総務省で調査するという整理になっています。

この土地基本調査の中に住宅があるということは、とても良い設計だと思うのですが、内閣府の立場からいうと、土地資産、住宅資産の推計に利用できる非常に重要な統計であり、建物から資産額が評価できるような構造について、ここに含まれている事項でよいのかどうか。こ

れも部会で確認していただきたいと思います。簡単な調査項目があって、資産の推計が可能になるということであれば、それを是非お願いしたい。

関連していきますと、現住所以外の住居について、所在地の情報がわかれば、資産価値も正確にわかるという指摘があります。比較の問題ですけれども、資産推計を担当する内閣府の視点から検討をお願いします。

とりあえず、以上です。

竹内委員長 いろいろ御意見をいただきましたけれども、今の問題は部会で十分御審議いただきたいと思います。

ほかに何か御意見あるいは御質問ございますでしょうか。

吉川委員長代理 今の美添委員の御意見は、いずれももっともな御指摘なんだろうと思いますが、今ちょうど美添委員から出された程度のテクニカルなことは、今後、我々委員としては、直接部会に、例えば書面やメールでこういうことをきちっと審議してくださいという形でお願いする方が建設的なのではないでしょうか。今、出されたような論点をすべて我々のこの委員会で1回伺って理解することは不可能だと思いますし、美添委員もここで議論するということではなくて、部会でこういうことを審議してくださいという要請だったと思いますので、今後は我々委員がこうしたテクニカルな点についても、気がついたことがあれば、委員長ないしはそれぞれの部会にこういう点に注意して審議していただきたいということを要請できるということを、言わば、制度的に担保していただければよろしいのではないかと思います、いかがでしょうか。

竹内委員長 勿論、部会に意見をお寄せくださるのは自由でありますから、今、吉川先生がおっしゃったようなことは、是非やっていただきたい。

しかし、この場でも質問あるいはある程度の御意見は出していただいていた方がいいと思います。ただ、この場で特定の部会のテーマに関して、討論会をやるのはやめた方がいいと思います。それを始めると時間がなくなりますから、いろいろ意見を言っていたいて、部会に伝えていただくということで、ある程度意見を言っていたくのは差し支えないのではないかとおります。余りリジットにそこら辺はやりたくないんですが、特に諮問が出た途端に、それに対する反対意見を出してというようなことをやると、部会の仕事もやりにくくなりますから、それは適切にお考え頂きたいと思います。

内閣府統計委員会担当室長 今の御意見ですが、書面等を作っていた場合には、事務局に出していただければ、部会にスムーズにつなぐようにいたしますので、ほかの部会についての御意見もよろしくをお願いします。

竹内委員長 むしろ、それは必ず事務局を通じておやりいただいた方がよろしいと思います。特定の委員の方に、こうしないと承知しないなどと言われるのは困ります。

そういうことで、今の点は、本委員会の議論が余りそういうことに時間をとられないように注意しながら、適当な意見は出していただいても良いのではないかと思います、勿論、部会に事務局を通じて意見を出していただくのは結構であります。特にテクニカルな細かいことは、

書面を出していただいた方がいいと思います。ただ聞いただけではわからないこともあるかもしれませんが、そうさせていただきたいと思います。

美添委員 今の点ですが、言いたかったことは、世帯に関する細かい統計として、国勢調査に次ぐ大きな調査で世帯に関する情報をどこまでとるべきかは重要な項目であり、部会に対して検討をお願いしたいというのは、この場で言うべきことだろうと思います。

もう一つ、ストックの推計に関しても、テクニカルなことではなく、その視点は、この統計に求めるべきものである。統計の体系からいうと、住宅土地とともに、国土交通省の担当している法人土地の両方を併せれば、資産は明確に出るのではないかという位置づけです。これは部会で議論する問題ではなくて、この場で議論すべき問題だと考えて、提案させていただいたということです。

テクニカルディティールに入りかけたのは、確かに問題だったので、そこは撤回します。

竹内委員長 私から伺いたいんだけど、先ほど「諮問の概要」を御説明いただきました。その次に「3 審査の結果」が入っているんですが、これはどういう意味ですか。

総務省政策統括官室 説明が抜けまして、申し訳ございません。

一応、総務大臣に統計法第7条に基づく申請が提出されまして、それを総務省の政策統括官部局として確認いたしまして、この状況で承認してよろしいのではないかとということで、承認して良いということを確認した書類でございます。

竹内委員長 言わば、事前審査の結果、統括官としては、これでOKではないかという話なのですが、更に本当にそれでいいかどうかは、部会で審議していただいて、更に委員会で決めることだと思いますので、全部の審査の結果がここに出ているように誤解されるといけないので、表現の形式を考えていただきたいと思います。そうでないと、事務局で審査の結果を決めてしまっていていただいているようでは困りますから、誤解を招かないようお願いしたいと思います。

それでは、ほかに何か御意見ございますか。どうぞ。

阿藤委員 部会を担当する者としては、美添先生から重要な御指摘をいただいたんですが、今はいわゆる諮問を受けた事項について、つまり、非常に緊急性があるのでこの部会を設置し、そして、できるだけ早く答申をするという趣旨であったように思うのですが、今、美添先生が問題提起されたような、例えば世帯統計として国勢調査と住宅・土地統計調査との関係、あるいは住宅・土地統計調査と法人土地統計調査との関係など、これはかなり重要な問題で、例えば私が部会長として与えられたマנדートに入るかどうか。つまり、総合的に世帯の統計がどうあるべきか、資産統計はどうあるべきかという議論の中で議論されるべきものであるように、私は思います。まさに、そういう部分は基本計画に当たる部分ではないかなという印象を持つのですが、いかがでしょうか。

竹内委員長 今、美添さんがおっしゃったことは、阿藤さんがおっしゃったような面がかなりあると思うんですが、この部会で議論して、答申として出せる部分というのは、確かにそこまで踏み込めないとかいろいろあると思います。美添さんがおっしゃったようなことを念頭に

置いて、いろいろお考えいただくようお願いします。

それから、これを統計の中でどういうふうに位置づけるかということは、基本計画部会の議題だと思しますので、いつ、どういう形でということは別にしても、それは基本計画部会の中で議論していくことにしたいと思えますし、そのときに部会の議論の結果を御報告いただくことがあるかとも思えますので、その辺はまたやっていきたいと思えます。

何かほかに御意見ございますか。

美添委員 阿藤先生に負担をかけたようで、失礼しました。今回、結論が出せるとは考えていませんが、問題意識としては必要であることを、将来の課題として部会で認識した上で、検討していただきたいという要望だと御理解ください。

吉川委員長代理 繰り返しになってしまうんですけども、今、美添先生が出された論点は大変重要な論点だと思えます。そのことにつきましては、私は阿藤委員が言われたように、基本的に基本計画部会の基本計画の話だと思えます。基本計画部会が立ち上がって、基本計画の作成に向けて動き始めるわけですね。そうしたときに、わかりやすく言えば、現在の日本の統計のシステムに、こういういろいろな問題があるということ、我々がチェックすることが当然必要になるわけです。

そういうことなのですが、とは言っても、それを一気に全部、我々あるいはすべての委員が思い出すわけにはいきませんので、たまたま1つのアジェンダが、今、美添委員から出たということだろうと思えます。

そこで提案ですが、この委員会の担当室で引き取っていただいて、基本計画を作成する際に、こういうことが統計委員会の場で議論になった、あるいは話題になったということ、それぞれ記録に残しておいていただいて、基本計画作成のときに生かす。基本的に美添委員が提案あるいは指摘された問題は、私は基本計画作成時点でのアジェンダになるのではないかと思います。

竹内委員長 基本計画作成に対するアジェンダについては、これから基本計画部会で初めにいろいろ御議論をいただく必要があると思えますが、特にこのテーマに関して、何か御質問あるいは御意見がありますでしょうか。なければ、今日の時間の予定もありますので、そろそろ次にいかせていただきたいと思えます。残りの時間がどれだけあるかわかりませんが、今後の進め方について御審議いただきたいと思えます。

とりあえず本件につきましては、人口・社会統計部会に付議することとして、阿藤先生のところでもよろしくお願ひいたします。本委員会にその結果を御報告いたします。

今後の進め方に関する事項として「今後、統計委員会に設置すべき部会について」ということで、とりあえず2つの部会は今日既に御承認いただきましたが、その後、まだ部会の領域がいろいろ必要でありますので、委員会に設置すべき部会についてということで、資料9について、事務局から御説明ください。

内閣府統計委員会担当室長 資料9をごらんいただきたいと思えます。タイトルは「今後、統計委員会に設置すべき部会について」ということで、今、委員長から御説明がありましたように、下の「イメージ図」の「基本計画部会」です。「基本計画案の審議、法律の施行

状況の評価等を行う部会」。こちらの部会は今日の委員会でお認めいただきましたので、立ち上がっております。

の一番上にあります「人口・社会統計部会」もお認めいただきました。

あとは「 国民経済計算部会（仮称）」と「 個別の指定統計等に関する調査審議を行う部会」としまして「 産業統計部会（仮称）」「企業統計部会（仮称）」というようなイメージで部会構成を考えておまして、それぞれの部会の下に専門委員会を設置し、テーマが大変広がりますので、それについて専門委員会で集中的に御議論いただくという形はいかがかと考えております。

次のページは、参考資料といたしまして「各部会が担当する指定統計調査（案）」として挙げてあるんですけれども「1 人口・社会統計部会」「2 産業統計部会（仮称）」「3 企業統計部会（仮称）」の担当する個別統計をこのように挙げております。

これは、現在、実施されている指定統計調査についての記載でありまして、 を付しております調査は、本年度または平成 20 年度中に総務大臣から諮問が予定されている早い時期に審査、審議する必要がある統計でございます。

簡単ではございますけれども、以上で御説明とさせていただきます。

竹内委員長 基本計画部会の全体の計画はそういうことですから、言わば、構成においては、ほとんど統計委員会全体と変わらないものです。

国民経済計算部会は、今まであった国民経済会議の仕事を引き継ぐことになりまして、下の人口・社会統計部会、産業統計部会、企業統計部会は、今までの統計審議会での仕事を引き継ぐという性格が大きいと思います。

実はこれで済むかどうかはまだ問題で、多分、制度に関わることについて、どこかに入るかもしれないけれども、入らない場合は、部会が1つ必要ないのではないかという気もしていますので、これで全部というわけではないとお考えいただきたい。とりあえず、こういう形で部会をスタートして、更にその下に専門委員会を必要に応じていろいろつくるといった形をやりたいと思います。何か御意見ございますでしょうか。

出口委員 統計委員会の部会構成は、勿論、専門家の方々が考えられた十分なものだと思いますが、1つ気になるのは、電子化あるいはネットワーク化というのは、今後の統計処理に関して非常に大きな意味を持つものです。例えばそういうものに対応した統計のシステムの在り方みたいなものを考えたい場合に、それは当然基本計画部会の中に入るものかもしれないのですが、かなり大きなテーマのような気がするので、この種のをどういう形で扱うのかを考えていただきたい。ちょうど横で横断するようなテーマになるので、何らかの形で、特にこれは専門的な知識を外部にコンサルトする必要があるものであり、10年先を考えますと、非常に緊急性が高いものだと考えておりますので、何かその辺りはうまいやり方はないでしょうか。

竹内委員長 別にまだ決めたわけではないのですが、私見では、そういうものは、ほかにも制度に関わることとか、あるいは匿名データの提供とか、いろんな問題があって、それが今の

この枠内ではうまく入らない部分があると思います。そういうものについては、やはり部会の形でもっとつくる必要があるのではないかと思います。どういう部会をこれからつくったら良いかということも、ある意味では、基本計画部会の中で議論していただいて、その後でそういう部会をまたつくるといことになるのではないかと思います。これで部会が終わるつもりはありませんし、おっしゃいましたように、ある意味で、そういう技術に関わるものについては、それだけを扱う部会もあった方がいいのではないかと思いますので、そのように理解させていただきたいと思っております。

何か御意見ございますか。

舟岡委員 平成 21 年春からの全面施行の段階で、基幹統計の指定をこの統計委員会が行うこととなります。現行の指定統計の諮問に対して、そこまでの暫定的な期間、本統計委員会で審議することになりますが、その際に、現行の指定統計を基幹統計として指定することの適否まで視野に入れて、部会で検討するのか、それとも従来の指定統計に対してと同様、調査事項その他調査の設計などについて、適当であるか否かを審議することだけにとどめるのか、それについてはどうお考えでしょうか。

竹内委員長 私の考えでは、基幹統計を指定することについて、それをどういう方針で、どういう形で指定するかということは、基本計画部会の 1 つのテーマだと思います。そこで決めてからやることで、今、当面この部会でやっていただくことは、諮問が現実に出てきますので、その諮問に対する答申をつくることを主として一緒にやっていただきたいと思います。

そして、その結果、こんな統計は検討しなくても良いというような御意見がその中にあったら、別にこの諮問には書かなくても良いのですけれども、基本計画部会には全員に入っているわけですから、その部会長から、この統計は今度基幹統計の中に入るかもしれないけれども、それは御辞退しますということをお願いしていただいても結構だと思います。

ですから、基幹統計をどういう形で指定するかについては、基本計画部会でいろいろ議論しなければならないことがあると思いますのは、実は指定統計というのは、現在は指定統計ではなくて、指定統計調査なんです。今度の基幹統計は統計ですから、加工統計も入りますので、やはり考え方はかなり違うところがあります。それは基本的に考え直さなければいけないと思いますので、当面この部会で、具体的に今ある統計調査を、少なくとも来年度一杯はやらなければいけないときには、諮問に対する答申だけでやっていただくことにして良いのではないかと思います。いかがでしょうか。

廣松委員 私も、今の委員長のとりまとめに賛成なのですが、ただ、資料 9 の 2 枚目にありますとおり、今回、部会、特に今日発足いたしました人口・社会統計部会は、これまでの統計審議会の関係部会よりも広い守備範囲という統計調査を担当することになっています。

そうすると、新統計法が全面施行になるまでは、諮問がなされた個別の調査を審議するにしても、先ほど美添さんから指摘がありましたけれども、住宅・土地統計調査と全国消費実態調査という家計の経済的な側面を見る調査との間には、密接な関係があります。これから作られる個別の調査をどういうふうに関連づけ、あるいは整理、統合していくかということは、当然

基本計画に基づいて検討していくべきことだろうと思いますが、それまでの間でも少し幅広に、現時点で議論ができるものがあれば、議論していくという幅を認めていただければと思います。

竹内委員長 それは部会長なり、あるいは部会に属する委員の御判断で自由に議論していただいて良いと思います。必ずしも諮問の文面にこだわって、ここの諮問でこれだけ聞かれているから、これ以上しゃべってはいけないとか、そういうことは全くないと思いますので、よろしく御議論をいただきたいと思います。

それから、非常に多くのものが対象になっているので、多くの諮問があったときに一遍に対応できないかもしれないということもあるかもしれないので、そのときは専門委員会というものを適当に設置していただいて、具体的な問題、技術的な問題などについては、専門委員会で議論していただくことも必要になるかもしれません。

ただ、趣旨としましては、前の統計審議会のところには、もう少し部会が多くあったのですが、まとめてしまった方が良いと私は思います。まとめてしまった理由は、例えば産業統計にしても、前には農林水産業や商工業は別だったのですが、将来をにらんで、産業統計というのは相互に関連したものとしてとらえていく必要があるので、1つにした方が良いと私は思っておりますので、それでこういう案を出していただいたわけでありまして。ですから、将来をにらみながら議論をいただくということは、それで十分結構だと思います。

何かほかに御議論ありますか。

今日、オブザーバーとして御出席していただいている方からも、何か当面の議論の進め方について御意見がありましたらお願いします。

吉川委員長代理 部会以外でもよろしいですか。

竹内委員長 どうぞ。

吉川委員長代理 今後というか。

竹内委員長 今後については、進め方についてもう少し時間をいただいて、今後の進め方に移ります。

吉川委員長代理 資料9以外でもよろしいですか。

竹内委員長 資料9以外のことについては、これからお願いします。これからというのは、資料9についてとりあえず良いですかということを伺って、よろしければ最後に今後の進め方について各委員のお考えを少しお伺いしたいと思います。もう時間がありませんので申し訳ないんですけども、早速、吉川さん何かありましたらお願いします。

吉川委員長代理 第1回目ですので、1つ発言させていただきたいと思ったのですが、部会とは関係ない別件ですが、旧来の言い方でいう、いわゆる統計の目的外使用、あるいは二次利用というんでしょうか。匿名性を確保した上での個票データの研究者による利用のようなものですが、要は、これが従来からも利用できるケースがあるわけですが、申請手続等が煩雑である。また、とにかく審査機関等の手続が遅くて、半年以上かかるとか、極端な場合1年ぐらいかかるという話を非常によく聞くわけです。この点につきまして、日本経済学会も少し前に提案を出したんですが、ほかの研究者の方々もそういうことをよく考えてらっしゃる方、あるいは

は提案を出された方もあるのだろうと思います。

それで、申し上げたいことは、これを早急に改善すべきだと思います。要するに早くする。早くするという意味は二重の意味で、現在は半年ぐらいかかる、あるいは極端な場合1年と申し上げたんですが、どうなんでしょうか、申請してから、非常に例外的な場合は時間がかかるということはあるかもしれませんが、普通は何かやるときに申請して、イエス・ノーの答えが出る。イエスの場合にはすぐ使えるようになるというのは、一月ぐらいではないでしょうか。あるいは私が乱暴なことを言っているのかもしれませんが、私は一月ぐらいで答えが出るというのが理想だと思います。そういう意味で第一の意味での早くする。一月というのは、今、自分の考えでただ申し上げていますが、現状から一月ぐらい早めることを早く実行すべきだと思います。

つまり、理想が仮に一月ぐらいだというときに、それは重要な検討事項だと、いろんな部会をつくって、これから1年ゆっくり議論しようということではなくて、その運用の改善については、できるだけ早く早期に研究者が利用できるような状況を実現すべきだと思います。

それは部会の審議とか、そういうものが良いのかどうか、その点はほかの委員の方々がどう考えられるかわかりませんが、とにかくせつかく統計委員会というものができたわけですから、実務を担われるお役所とも十分協議する必要があると思いますが、とはいっても、この目的外利用、二次利用の手続等の迅速化をできるだけ早く、この統計委員会のリーダーシップの下に実現していただきたいと思います。ここから先の具体的な手順は、どのようにすればいいのかということ、委員長に是非リーダーシップを発揮していただきたいと思いますが、そのことを第1回目の委員会では是非とも提案したいと思います。

竹内委員長 今、吉川さんおっしゃったようなことは、ある意味でアジェンダの中ではないかもしれませんが、アジェンダの中でないこと、御意見などは、この統計委員会の場ではかなり自由に発言していただくということを趣旨にしたいと思いますので、別に吉川さんと事前に組んでこういうのをわざわざ吉川さんに出していただいたわけではないのですけれども、決して今回の委員会は、この諮問とこの諮問と何条だけを審査するんだというような硬直的な運営をしたくはありませんので、今のような御意見もどうぞ出していただくことをお願いします。

具体的にどうするかは、今日、時間がありませんから、それはまたいろいろ検討させていただきますが、今のような御意見に対してどう対処するか、後で検討させていただきます。

そろそろおおむね予定の時間になってしまったのですが、次回以降の審議で、とにかく非常に司令塔とやらでいろんなことをしなければならぬようですが、その中で特に基本計画について、基本計画を実際に固める前に議論することが非常にたくさんありますので、その基本計画についてもタイムリミットもありますので、もう今月中から基本計画部会を開催したいと思います。

各委員とも御多忙と存じますが、どうぞ御協力いただきたいと思います。その日程については、後で申し上げます。

それから、これはどうするかはまだよく考えていないんですが、本委員会そのものは月一回

で、原則 2 時間なんですか。時間的制約はやむを得ないので、そういう形でやらせていただきたいと思います。場合によったら委員会のほかに、その前後とか、あるいは別の日ということもあるかもしれませんが、懇談会という形にして、いろいろ自由な御議論をいただく場をつくってもいいかなと思います。アジェンダなどは余り決めずにやることをやってもいいかなと思います。

そういうことで、いろいろ進めて行きたいと思います。進行についてもまだ御意見もありませんかと思いますが、進行については是非という御意見をお持ちの方がございましたら言っていただけますか。

どうぞ。

内閣府経済社会総合研究所 先月まで、この統計委員会の立ち上げの準備室の室長を仰せつかっておったわけですが、準備室で議論の出た一つの課題は、この統計委員会というのはほかのいろんな審議会とは若干形が違うんだと。と申しますのは、統計の中身について前向きに、中身そのものも委員の先生方にも是非良くするために参加していただいて、研究をしていただいて、プロポーザルをいただくような場ではないかという議論が出ていまして、是非そういうことも含めて部会の運営の仕方とか、参加の仕方とかを、また御議論をいただければと思います。

竹内委員長 どうもありがとうございました。そういうことで、なるべく実質的な議論を進めていきたいと思います。審議会というのは、事務局の出した作文をそのまま、御異議がありませんかといって、異議なしで済ましてしまうこともできるんですが、決してそういうことにはならないということを、あらかじめ皆さんにお願いするというか、是非実質的な議論に時間を取っていただきたいと思います。

ということで、早速、今月中にも基本計画部会を開催したいと思っておりますし、申し訳ないのですが、次回の第 2 回の委員会は同じ月になりますけれども、今月中にやらせていただくことにしたいと思います。

本日の会議について、この会議の終了後に新聞記者に対するブリーフィングがセットされていますので、そこで私から記者に紹介することにしたいと思います。なるべく記者レクのようなことも、もし記者の方が出てきてくれればなるべく行って、統計委員会で何をやっているかということ世の中に伝えてもらいたいと思いますので、そういうことも努力したいと思います。

もしよろしければ、次回の日程について事務局から連絡をお願いして、本日の会議は終わりにしたいと思います。

事務局、どうぞ。

内閣府統計委員会担当室長 次回の委員会は、10 月 29 日、月曜日、15 時～17 時に開催いたします。11 月以降は、原則として毎月の第二月曜日の午後で開催させていただこうと考えております。また、その日が祝日の場合は、第三月曜日に行うということで、皆様の御予定をあけておいていただきたいと思っております。

また基本計画部会の第1回の会合は、10月15日、月曜日、13時半～15時半に開催いたします。場所等の詳細につきましては、別途御連絡いたしたいと存じます。

以上です。

竹内委員長　ということで、第1回の委員会はこれで終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。どうぞこれからよろしく願いたします。